

犯罪被害者等施策の進捗状況全般に関する所感

資料3

委 員 等		所 感
大久保恵美子	委員	基本計画に則り制度設計等については着実に進んでいると思われる。一方で、犯罪被害類型別調査の結果からは、被害者が抱える困難な状況に対応できていない現状も明らかになっている。支援の現場においても、制度を意味が理解できなかったり、理解できていても躊躇をしまったりすることも多いことを実感している。 これは、制度の周知の問題だけではなく、被害者が安心して制度を使える環境(支援体制の充実)が整っていないことにも原因があると考えている。早期段階から必要な情報提供や具体的支援を提供できる、民間被害者支援センターの活動の充実と人材の育成を図るための具体案を実践できる体制作りが急務だと思われる。
岡村 勲	専門委員	犯罪被害者白書によれば、施策が進んでいるようで喜ばしいが、具体的な結果を知りたい。
小西 聖子	委員	・犯罪被害給付制度の拡充、犯罪被害者の刑事裁判への参加等、主として枠組みとしての進歩は評価したいが、その実施は始まったばかりであり、今後継続的に評価していかなければならない。裁判に参加した被害者が、どのような経験をし、どのような支援を必要とするか、また、裁判員制度の開始とともにそれがどのように変化していくかについては、特に今後具体的に調査検討していくべき課題であろう。 ・社会的、心理的、医学的支援の領域の問題は大きい。各地に行ってみると、地域による支援の格差がむしろ拡大していると感じる。それはボランティア組織の活動の規模や実効性だけでなく、支援にかかわる多職種の専門家の数や犯罪被害者支援に対する知識、連携の実際の技術などにおいても同様である。 内閣府の調査、厚労省科研費による調査などいずれも、連携はいまだ低調であることを示している。また一方で、自殺防止や虐待防止、犯罪被害者支援などの新しい課題を抱えた地域の公的機関等の専門家や経済的支援の乏しい中で働くボランティアが疲弊していることも感じる。実際に動く支援を作るためには、支援者を育てることを地域ごとに行っていく必要があるが、そこまで手が届かない現状だと考えられる。
瀬川 晃	専門委員	総合的にみて、一定の進展がみられたと評価したい。ただし、個々の施策(経済支援、刑事手続への関与拡充等)については、今後の運用が注意深く観察されるべきである。
中島 聡美	専門委員	犯罪被害者基本計画における数多い施策のうち被害者のニーズの高い重要な項目(経済的支援、被害者の司法参加、精神的支援等)が着実に推進されていると感じ、現場で取り組まれた支援者、被害者当事者の方々、各省庁の方々の努力がいかに大変なものであったかを感じた。 特に、基本計画策定当時検討事項であった刑事裁判への被害者参加、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度、被害者支援法による給付の充実等が実際に制度として実施されるようになったことは日本の被害者支援にとって大変大きな変化であり、これらの制度が被害者の方々に普及し利用されることで、被害者の方々が1日も早い回復をされることを願っている。 今後の課題は、内閣府の調査(犯罪被害類型別継続調査)にも示されましたように、従来施策の利用が必ずしも高いものではなかったことから、これらの施策がいかに個々の被害者あるいは関係する窓口の職員に熟知され利用されるようになるかという普及の問題であるか考える。そのためには、このような利用状況、満足度に関する継続的な調査を実施し、施策の内容および実施のあり方について適切な検証に基づいて進められることが必要であると考えている。
山田 勝利	委員	経済的支援に関する検討会の最終とりまとめを受けた犯罪被害者支援法的大幅改正等、損害回復・経済的支援等への取組が進展したことは評価できるが、例えば民間基金等の活用の問題については、今後も検討する必要がある。 被害者参加制度の開始に伴い、国選被害者参加弁護士制度が創設されたことは大きな進展である。更生保護における被害者施策等の充実もめざましい。なお、精神的・身体的被害の回復・防止の取組、支援等のための体制整備への取組については、さらなる進展を望む。